車種:軽貨物車

<ガソリン車(ハイブリッド車を含む)>

【ダイハツ】

*2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

[重量税の特例措置]
: エコカー減税対象車の新車新規登録等時の重量税は、本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量(以)	車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モードorWLTCモード		重量税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
							令和4年度 燃費基準		新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
ハイゼットカーゴ	20310	5BD-S700V			0001	20.5	105%	免税	0	5,000
ハイゼットカーゴ	20310	5BD-S700V			0003	20.5	105%	免税	0	5,000
ハイゼットカーゴ	20311	5BD-S710V			0001	20.3	105%	免税	0	5,000
ハイゼットカーゴ	20311	5BD-S710V			0003	20.3	105%	免税	0	5,000